

第59回関西広域連合委員会

日時：平成27年7月23日（木）

午前10時05分～午後0時22分

場所：リーガロイヤルNCB 2階 松の間

開会 午前10時05分

○広域連合長（井戸敏三） 仁坂知事のほうは、今、堺市役所近くで高速道路を降りて、下道で向かっているようです。それから林さんは情報が入ってませんが、向かっていますけれども、それから門川さんのほうは15分ぐらい遅れると、こういうことですので、待っても30分ぐらい待たなきゃいけないということになりますから、始めさせていただきたいと思います。

それでは、第59回連合委員会を開催させていただきます。

最初に、先日の台風11号によります被害状況等についてご報告を申し上げます。

防災局長、よろしくをお願いします。

○防災局長 台風11号でございますが、16日から18日にかけて非常にゆっくりとしたスピードで関西に接近をした台風でございます。記載しておりますように、非常に長時間にわたって雨が続いたということで、大量の雨が降っております。

2の体制のところでございますが、構成団体におきましては対策本部あるいは警戒本部等を設置をいたしまして警戒に当たっておりますし、広域連合におきましても対策準備室を設置をして情報収集に努めたところでございます。

被害状況、3のところでございますが、一番下の欄でございますように、死者は1名、負傷者が33名、全壊2、半壊3、住家被害合わせて201という数字でございます。何とか被害量としては少ない状況だったのかなと考えております。

4の避難の状況のところでございますが、記載しておりますような数字の避難指示、避難勧告、避難準備情報が発令をされているということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 幸い台風11号はこの程度の被害でおさまりました。兵庫の死者の1人は、見守りに出るといって出られて、戻ってこられなかったという方、往々にして多いんですね、こういうケースが、台風のときに。何か土砂崩れの下敷きになったとか、そういうことではないのでありますが、この辺は注意をしていかないといけないのではないかと考えております。

あと問題は、この避難の状況で、この世帯数は何が書いてあるんですか、100万世帯。

○防災局長 これは避難指示、避難勧告、または避難準備情報が発令された世帯の最大の数を記載させていただいております。

○広域連合長（井戸敏三） そうすると、実際に避難した人の数は幾らになるんですか。

○防災局長 実際の避難者数についてはちょっと。

○広域連合長（井戸敏三） 兵庫の例で言うと、20万人に対して避難勧告等をしたにもかかわらず、避難した人は600人。

○防災局長 避難実数につきましては1,331世帯、2,476人という状況です。

○広域連合長（井戸敏三） ということで、避難ほとんどしてないんですよ。ですから、この避難、なぜしないのか。結果として空振りになったから、空振り度合いが余りにもひど過ぎるんじゃないかというような見方もありますので、私のところは避難の取り扱いについてのガイドラインをつくっておりますので、それを少し点検してみようということにしているものでございます。

いずれにしても、直撃ルートでもあったにもかかわらず、この程度でおさまったということで、今後とも、まだまだ台風シーズンが続きますので、注意をしていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（飯泉嘉門） 今回の台風11号、実は全体の約半数が徳島の状況になっておりまして、特に被害の家屋関係です。今回、その意味で、徳島の場合には16日、四国

に上陸する前から待ち受け災害対策本部と、確実に徳島を通過するのではないか、あるいは台風の東側に入る可能性が高いということで対応したところであります。しかし、こうした状況が出ました。

また、特にカウンターパートを結んでいただいております鳥取県、まだ林副知事さんお越しじゃありませんが、平井知事さん初め皆さん方から既にへりも待機をしていただく、あるいは救援要員も待機をしていただいたところでありまして、まずは鳥取の皆さん、そして関西広域連合全体の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

実際には発動には至らなかったところでありますが、また台風12号が襲ってきそうな、今、様相になっておりますので、また万全の体制で対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） ともあれ、これからもまだ台風シーズン続きますので、十分体制を整えて、減災に努力をしたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

協議事項の最初は奈良県の加入についてでございます。奈良県から奥田副知事がお見えいただいておりますので、奈良県としての関西広域連合への加入についての正式表明をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○奈良県副知事（奥田喜則） 今日のこの会議に、私ども奈良知事がほかの公務のためには出席できません。代理で出席をいたしましたこと、まずお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、関西広域連合への部分参加についてのご説明とお願ひをさせていただきたいと思います。

今年の2月に私どもの奈良県の荒井知事が、かねてから連携、協働が進んでおります防災、それから観光・文化の2分野の広域連合への参加を考えまして、井戸連合長にご相談を申し上げましたところ、部分参加にご了承を得ました。これを受けまして、知事が3月6日の政策発表の記者会見におきまして、防災、観光及び文化分野につい

ての部分参加を表明をしたところでございます。

また、3月県議会でも説明をした上で、今般の6月県議会においても、改めて詳しく説明をしたところでございます。

参加分野につきましては、関西広域連合とこれまでから連携、協働を進めてまいりました広域防災、広域観光・文化振興・スポーツ振興の2分野について、正式に広域連合へ参加をさせていただいて、災害時の広域応援体制の強化や誘客促進などの広域的な効果をさらに高めていきたいと考えているところでございます。

今後、各構成府県、各政令市の議会での規約改正案の議決を初め、諸手続を経て広域連合へ部分参加させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） ただいま、奥田副知事のほうから、経過も含めまして正式に広域連合への二つの分野、観光と文化、そしてスポーツが規約改正で入ってまいりますので、観光、そして文化、スポーツの分野と、防災の分野につきまして、広域連合に参加をしていただくという表明をいただきました。

鳥取県がやはり部分参加をしていただけてますので、部分参加という形態では二つ目の県ということになりますが、ともあれ、従来から関西は一つと称しながら奈良が入ってないじゃないかと、いろんな各方面から言われてきておりましたところ、今回、このような運びになりましたことを、私どもとしても大変意義深いものだと思っております。それこそ荒井知事の決断に賛意を送らせていただきたいと思います。

事務手続上の運びがでございますので、事務方のほうから少しご説明を申し上げさせていただきます、またご意見等をいただいたらと思います。

それでは事務方、よろしくお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

先ほど、奥田副知事のほうからご説明がありましたとおり、参加の分野は2分野でございます。これに伴います規約の改正の内容でございます。

まず、第2条でございますが、広域連合を組織する地方公共団体を規定しておりますので、ここに奈良県を追加するものでございます。

また、第4条、広域連合の処理する事務のところでございますが、まず第1項の第1号から9号におきまして、四角の枠囲みで小さな字で書いてございますけれども、それぞれ処理する事務を規定しております。

そして、その下の第2項のところにおきまして、第1項で規定した事務のうち、参加されない事務と、それに該当する自治体を除外する規定を置いております。今回、この第4条第2項につきまして奈良県が参加されない事務、すなわち分野別計画の策定実施に関する事務のうちの奈良県の不参加の部分、それから産業、医療、環境、資格試験、職員研修、これらの事務について奈良県に係るものを除く旨の規定を追加するものでございます。

さらに第8条でございます。これは広域連合議会の議員定数を規定しております。各構成団体から選出いただきます広域連合議会の議員の数につきましては、現行の規約に考え方を規定しておりますが、先日開催されました広域連合議会の協議会におきまして、奈良県議会から選出いただく議員数については、現行の規約の規定どおりとする旨の確認が行われたところでございます。これによりまして、この規約に基づく奈良県から選出いただく議員の数が3名ということになりますので、議員定数を36名から39名に増員するものでございます。

続きまして、第20条、広域連合の経費の支弁の部分でございます。

2ページをお願いいたします。

第20条に定める別表には、経費の区分ごとに負担する構成団体と負担割合をそれぞれ規定しております。今回、奈良県が参加する事務に関して所要の改正を行うものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日、規約改正案についてご協議いただき、ご了解をいただきましたら、9月中下旬に奈良県も含めましてそれぞれ各府

県市議会において議決をいただいた後、速やかに総務大臣への許可申請を行う予定でございます。

また、この規約改正に伴う補正予算や広域計画の改定につきましては、広域連合議会の議決を得るよう並行して手続を進め、それと相前後して11月中下旬には総務大臣の許可が得られるものと考えております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 事務的には一番の課題は、各議会にお諮りをして、規約を改正するということが課題となります。9月議会でその承認を得られるように、各委員の皆様にはぜひご尽力をいただきたいと思います。

門川市長、ご苦労さまでございました。林さんもご苦労さまでございました。始めさせていただきますしておりますが、よろしくご了承いただきたいと思います。

奈良県さんには、今回、広域連合のメンバーになっていただくわけでありますので、部分参加していただいた事務のみならず、関西全体としての課題に対して協議をしながら、一致団結して進めていこうという協議姿勢でありますし、あわせて我々広域計画をつくっておりますが、その広域計画を一つの一致団結の基本にしていこうとしております。その辺をぜひお踏まえいただければ幸いかと思っております。

また、国との関係では、今は事務の手挙げ方式ですので、道州制問題研究会の研究成果なども踏まえまして、包括的な事務を広域連合にふさわしいものはよこしてくださいというような言い方をベースにしながら動いております。今、出先機関の丸ごと移管も、その手をおろしているわけではありません。いろいろご意見も荒井知事にはあるようではあります。その点もぜひ全体としての調整の中でご理解賜りましたらありがたいと、このように考えております。

他に何かこの奈良県さんの加入に関連しまして、ご意見なりございましたらお願いしたいと思います。賛同の表明でしたら、代表して先ほど申し上げましたので、お控えいただいたらありがたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、今日は奥田副知事が代表しておいでいただけてますが、ここのスケジュールにもありますように、12月の委員会から正式ということになると思いますが、ぜひ8月以降も正式に荒井知事が出にくいということであるとすれば、奥田副知事なり、あるいは担当部局長なり、ご出席をぜひいただくようお願いしたいと思います。

奈良県さんの正式表明を受けました。ようやく関西も胸を張って一つだと言えることになりました。これからも、皆様、よろしく一致団結して推進していきたいと思えます。

では続きまして、今回は国の原子力防災対策について、国のほうに関西広域連合として申し入れをしてまいりましたけれども、国のほうからその申し入れに関連して3省庁、資源エネルギー庁、原子力規制庁、内閣府それぞれのお立場から説明をいただくことにいたしておりますので、どうぞお聞き取りいただきたいと思います。

また、3省庁から一括説明の後に質疑の時間を設けさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今日は本当に3省庁の関係の皆様には、ご多用中ご出席いただきましてありがとうございます。このような機会をつくっていただき、わざわざご説明いただきますことを敬意と感謝を申し上げます。

それでは、順次、まず資源エネルギー庁の吉野エネルギー環境担当の審議官からご説明をいただくことにしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○資源エネルギー庁審議官（吉野恭司） ただいまご紹介いただきました吉野でございます。今日、加入ということになりました奈良県の出身で、本籍地も吉野郡川上村でございます。よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、資料2でございますけれども、一番上についておりますエネルギー政策における原子力発電についてと、それから申し入れ事項に関する経産省としてのお答えを差し上げたいと思えます。

まず、エネルギー政策における原子力発電についてでございますが、資料をおめくりいただきまして2ページ目以降でございます。

最近のエネルギー情勢でございますが、まず2ページ目、原子力発電が停止しております。これが貿易収支などにも影響しております、4年連続の貿易赤字ということでございます。

それから、3ページ目は電気料金でございますけれども、平成22年、震災前から比べますと、この26年におきましては、家庭用で25%、産業用で38.2%ということで値上がりをしております。関西地域におきましては、関西電力が先ごろ2度目の値上げを行ったということございまして、こうした事柄が中小企業、それからエネルギー多消費の産業の方々に負担になっているというところでございます。

少し飛ばしまして、6ページ目、7ページ目でございますが、エネルギー供給構造への影響ということでありますけれども、ここのところはやはり原子力発電所が止まっている影響で化石燃料への依存、これは一次エネルギー供給におきましても電源構成におきましてもそうなんです、第一次石油ショックのころと同様になっているというところでございます。

8ページ目はエネルギーの自給率でございますが、ここはOECD各国の自給率でございます、日本は33位と、事実上最下位のレベルにあるというところでございます。

さらに飛ばします。10ページ目でございます。

温室効果ガスのほうの問題ですが、2013年度、一番直近の統計で見た場合のエネルギー起源のCO₂排出量と、少し細かな図表になっておりますが、12億3,500万トンと、この部分が過去最大になっているというところでございます。

このようなエネルギーを取り巻くさまざまな事情を踏まえまして、つい先日、私も、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の決定をいたしましたわけでございますが、それに関しましては12ページ目でございますとおり、エネルギー基本計画

の中でも語られてまいりましたが、安全性の確保を大前提としながら、ここにありま
す三つの施策目標と、これを掲げた上で検討してまいりました。

自給率に関しましては、震災前をさらに上回る25%程度、電力コストについては現
状よりも引き下げると。それから温室効果ガスについては欧米に遜色ない温室効果ガ
ス削減目標を掲げるんだというところをごさいますて、こうしたところをもとに議論
をした結果が、13ページ目、14ページ目の具体的なエネルギーミックスの姿でござい
ますが、電源構成に関しましては14ページ目にありますとおりでございますて、原子
力に関しましては20%から22%程度と、申し上げましたような安定供給、コスト、C
O₂といった問題に鑑みれば、原子力についてはこの程度は必要であるというところ
をお示しした次第でございます。

この原子力についての政策的な取り巻く状況でございますが、これが資料の23ペー
ジ目以降でございます。恐れ入ります。少し飛ばしますが、まず23ページ目以降は、
福島原子力発電所、それからその地域の状況でございます。

まず、24ページのところでございます。

廃炉に向けた状況でございますが、このページにありますとおり、廃炉に関しては
4号機の燃料の取り出しですとか、汚染水対策としましては、地下水バイパスの運用、
それから陸側の遮水壁、海側の遮水壁と、こうした行程を順次ロードマップに沿って
進めているところでございます。

それから、また飛ばしまして26ページ目でございます。

避難指示の解除と帰還に向けた取組でございますが、最近におきましては、この地
図で言いますと、一番下あたりになります檜葉町、(4)のところ、ここに付きまし
て、帰還をいただくことを目指しまして、このページにありますようなさまざまな取
組を進めてきているところでございます。

それから、また少し飛ばしまして、31ページ目に原子力発電所の最近の状況がござ
います。

このページにありますとおり、現在、15原発25基につきまして、新基準、新規制基準への適合性確認の申請が行われておりますが、このうち鹿児島の川内原子力発電所、それから高浜の原子力発電所、あとつい先日、愛媛県の伊方原子力発電所に関しまして設置変更許可が行われておりまして、再稼働に向けての準備が進められているというところでございます。

それからまた少し飛ばしまして、エネルギー政策における原子力発電の位置づけでございまして。

まず、41ページ目でございますが、昨年4月に閣議決定をされましたエネルギー基本計画におきまして、原子力に関しましては2)のところで、真ん中あたりですが、安全性の確保を大前提にエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と、このような位置づけになっております。

めくっていただきまして42ページ目、再稼働に関しましては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させる。原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進める。国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むと。さらに下の段でございますが、万が一、事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき責任を持って対処するとしております。

それから、さらに原子力利用に当たりましては、43ページ目でございますが、安全神話と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要であると。

さらに下の段でございます。関係省庁を挙げて、引き続き、関係自治体の地域防災計画、避難計画の充実を支援し、災害対策の強化を図っていくということでございます。

それから、44ページ目、防災基本計画でございます。

こちらにおきましては、丸の一つ目にありますとおり、関係府省庁、それから地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。ここにお

きまして、この協議会の法的位置づけが明確にされているということ、それからこの協議会におきまして地域防災計画、避難計画に係る具体化、充実化の支援を行うものとするといったところをまとめております。

それから45ページ目は、この通常国会におきます安倍総理の施政方針演説の中身でございます。

原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原発は、その科学的、技術的な判断を尊重し、再稼働を進めます。国が支援してしっかりとした避難計画の整備を進めます。立地自治体を初め、関係者の理解を得るよう丁寧な説明を行ってまいりますということでございます。

それから次のページ、46ページ目でございますが、再稼働に関する自治体との関係につきまして、3月下旬に予算委員会におけるやりとりがございまして、共産党の倉林議員への大臣の答弁でございますが、ここでは地元自治体の同意というのは、関係法令上、原発の再稼働の要件ではございません。再稼働に当たっては地元の理解を得ることは大変大事でありますけれども、その方法とかその範囲につきましては、各地によって事情がさまざまであることでもありますので、国が一方的、一律に決めるのではなく、各地とよく相談しながら対応することが重要だと思っております。後段、関係者とよくコミュニケーションをとりつつ適切に対応して行きたいと思っておりますということで、宮沢大臣のほうから答弁がございました。

それから最後、48ページ目、49ページ目ですが、48ページ目は高浜原子力発電所の設置変更許可に当たりまして、田中委員長のご発言でございまして、法律に基づいて運転に当たり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認したという点、最後、49ページ目は、政府としての本件に関する見解であります。エネルギー基本計画に基づき高浜原発3号機、4号機の再稼働を進めると。今後、立地自治体と関係者の理解を協力を得るよう取り組むと。最後でございますけれども、再稼働後についても、政府は関係法令に基づき責任を持って対処してまいりますと、このように表明をして

おります。

以上が資料に基づく説明でございますが、申し入れをいただきました事柄に関する経産省としての回答でございます。

まず一点目は、PAZ、それからUPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築することというのが申し入れでございますが、これについてのご回答になりますが、各電力会社は地元の自治体との間でいわゆる安全協定等を結んでおりまして、原子炉施設に重要な変更等を行おうとする際には事前に協議しなければならなかったり、事前に了解を得なければならない、またさまざまな連絡を行うなどとなっているケースがあると承知をしております。

このような安全協定につきましては、各電力会社と自治体が締結している自主的な取り決めでございますが、各電力会社においてはこうした安全協定等を踏まえまして、自治体との信頼関係を大切にしながら、必要な協議や対応を誠実に行うことが重要であると考えております。

政府としましても、電力会社に対し、安全協定等を踏まえながら、地元自治体とよくコミュニケーションをとるように指導してまいりたいと考えております。

なお、この安全協定等につきましては、当事者は自治体と電力会社でございますが、その内容や締結する範囲について国が強制することは適当ではないと考えております。当事者である自治体と電力会社が真摯に向き合い、両者の信頼関係を構築しながら結んでいただくべきもの、決定いただくべきものと考えております。

また、ご指摘のように、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行うことができる仕組みは重要と考えております。

原子力防災対策に関しましては、先ほども触れました地域原子力防災協議会が災害

対策基本法に基づく防災基本計画に明記されておりました。法的位置づけが明確になりました。この地域原子力防災協議会にはP A Z、U P Zを含む関係関係道府県、原子力規制庁など関係省庁に加えて、原子力事業者も参加をしていると。国、自治体、事業者が連携して地域の防災計画、避難計画の充実化の支援を行ってまいります。

本協議会では避難計画を初めとして、原子力防災対策について国、自治体、事業者が参加する連携協力体制のもと、建設的な議論、検討が行えるものと理解をしております。

また、例えばでございますが、京都府におかれましては、本年2月の関西電力との安全協定等の改定に合わせて、京都府及び府内の関係市町から構成される高浜発電所に係る地域協議会を設置されたと承知をしております。

また、滋賀県におかれましても、滋賀県及び滋賀県内の市町から構成される滋賀県原子力安全対策連絡協議会を設置し、福井県内に設置する原子力設備に係る諸課題について情報共有を図っていると聞いております。

それぞれの協議会において既に関西電力、それから政府のほうから高浜発電所の安全対策や高浜地域の緊急時対応について直接説明をお受けになったといったところも承知をしております。

京都府や滋賀県などの積極的な対応によりまして、このような協議会ができたことは、国、自治体、事業者の連携、協力体制に関する先進的な取組の例と認識をしております。国としましても、事業者に対しまして、こうした協議会の活動に積極的に協力するよう指導するとともに、国に対して必要な説明等を求められた場合には、関係省庁が連携して積極的に参加するなど、京都府、滋賀県としっかりと協力をして緊密な連携体制を構築してまいりたいと考えております。

その上で京都府や滋賀県の例も参考にしながら、国、自治体、事業者の連携、協力がより望ましいものとなるように、国としても引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

それから二つ目の申し入れの事項でございますが、原子力発電所の再稼働はどのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか。リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること、このため必要な法的枠組みを整備すること、その中で同意を求める範囲等を立地自治体及びP A Z、U P Z区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすることということでございますが、これに対する回答でございます。

国は、先ほど申し上げましたエネルギー基本計画におきまして、原子力発電所の再稼働について、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進めること。その際には、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むという方針をお示しをしている、閣議決定をして明確にしたところでございます。

一方、原子力発電所の再稼働に係る具体的な法令上の手続としましては、原子力発電所の再稼働に求められる安全性は原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会が判断することになります。個々の原子力発電所を再稼働するためには、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められ、その上で工事計画認可や使用前検査等の法令上の手続を経る必要があり、当該手続が厳格に進められた後に、事業者は当該原子力発電所の再稼働を行うことが可能になるということでございます。

このように原子力発電所の再稼働は、それを進める方針を閣議で決定しておりまして、個々の原発については、法令に基づく厳格な手続を経て、再稼働に求められる安全性が確認された上で行われることになっているということで、再稼働に係る法的枠組みは整備されていると考えております。

なお、原子力発電所の再稼働に当たりまして、地元自治体の同意は法令上は求められておりません。そのため、国としては、法令を超えて同意の権限を自治体に付与したり、同意を求める範囲を決定するというものではないと考えております。

それから、先ほどの宮沢大臣の答弁にもありましたとおり、各地の事情は地域ごとにまさにさまざまでございます。このため同意を求める範囲など、何らかのルールを国が一方的、一律に決めるのではなく、むしろ各地の事業や経緯を踏まえ、それぞれの状況に応じて自治体等と丁寧にコミュニケーションをとりながら柔軟に対応することが肝要と考えております。

一方、地元の同意を得るということではございませんが、原子力発電所の稼働に当たりまして、原子力発電の必要性や安全対策の内容等について、立地自治体のみならず、周辺自治体も含めた地域の皆様の理解を得るよう取り組みながら再稼働を進めることが大事であると考えております。

このような原子力発電所の再稼働に関する理解活動につきましては、国としても各地の関係者の皆様とよく相談をしながら積極的に進める方針でございます。

また、地域の皆様のさまざまな声に十分耳を傾けまして、よく意見を聞きながら十分に丁寧に対応してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。一応、他の規制庁、そして内閣府のご説明を伺ってからご質疑をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。吉野審議官、ありがとうございました。

それでは引き続き、規制庁の放射線防護グループの荒木原子力災害対策・核物質防護課長と、技術基盤グループの青木技術基盤課長のほうからそれぞれご説明を伺うことにさせていただきたいと思っております。両課長、よろしく願いいたします。

○原子力規制庁技術基盤課長（青木昌浩） ただいま紹介いただきました、原子力規制庁技術基盤課長の青木でございます。本日は、荒木課長とともに原子力防災対策に関する申し入れに対して、我々の立場を説明させていただきたいと思っております。

なお、3月の本会合において、新規制基準及び高浜発電所に関する適合審査の概要を紹介しておりますので、今回は防災対策を中心に説明させていただきます。

それでは、1 ページ目をご覧ください。

原子力防災の説明の前に、ごく簡単に新規制基準につきまして、前回の議論も踏まえ説明させていただきます。

新規制基準はセシウム137が1万テラベクレル程度放出されまして、現在も住民の方が避難生活を強いられているという福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえまして、従来の規制基準に対して大幅な規制強化をいたしました。

2点ほど簡単に紹介させていただきますが、技術的の1点目としましては、福島第一原子力発電所では地震によって外部からの電源が供給されなくなり、また、津波によりまして非常用の所内電源がほとんど喪失してしまったということで、事故状態の把握が十分できず、また、冷却のための電動ポンプ等を動かさない状況になったということでございました。

こうした地震や津波のような共通原因による安全機能の一斉喪失を防止するため、地震・津波に限らず、火山や竜巻、森林火災といった自然現象や、さらに発電所内で起き得る溢水、水害、さらに火災への対応というのを強化したというのが1点目でございます。

2点目でございますが、二つ目にありますように、従来、シビアアクシデント対策というのは規制の対象としておりませんでした。その結果もありまして、事故の際には十分な備えがなかったということでございまして、新規制基準では炉心が損傷をすると。さらに格納容器の閉じ込め機能について影響を与える事象についても十分考慮して措置をとるということを規制に加えたところでございます。

3点目は、こうした技術的要件を制度として全ての既設の原子炉にさかのぼって供するという、バックフィットという制度を導入したと、この3点が大きな特徴でございます。

この結果としまして、福島第一原子力発電所のように1万テラベクレルものセシウム137放出に至るような事故が発生する可能性は極めて低く抑えられているものと判

断しているところでございます。

次の2ページ目をご覧ください。

原子力規制委員会は通常的生活から持たされるリスクと比較して許容できるレベルまでリスクを低減させることを念頭に置きまして、炉心損傷頻度、格納容器機能喪失頻度、セシウム137の大量放出に至る事故の頻度について目標を設定しているところでございます。

これらのうち、炉心損傷頻度や格納容器機能喪失頻度につきましては、旧原子力安全委員会の時代に案を作成したのですが、それらに加えて、原子力規制委員会として事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度が100万年炉に1回程度であることとということを新たに合意いたしました。

こちらについて若干補足説明をさせていただきます。

これは福島第一原子力発電所事故を踏まえて、環境を守る目標として加えたものでございます。この100テラベクレルの数値は、事故を踏まえまして、事故において避難された住民の方々の帰還が困難となる区域が、最悪でも原子力発電所施設の近傍に限定されるようにということ。さらに、フィンランドや外国でも、この環境に対する影響という目標を持っておりますので、そうした目標も参考にしつつ、放出量が多く、半減期が比較的長い核種であるセシウム137を対象に目標を設定したものでございます。

新規制基準ではセシウム137の放出量がさまざまな重大事故を想定して、極めて厳しいケースでもおおむね100テラベクレル以下の放出となることを求めておりまして、高浜の審査においても、4.2テラベクレル程度の数値となるということを確認しているところでございます。

この4.2テラベクレルの数値自体は不確実性を持った数値ですが、10テラベクレルと考えましても、福島第一原子力発電所の際に放出される約1万テラベクレルというものとは比べますと1,000分の1となりまして、実際にこのような放出が起きた場合で

も、屋内退避等の短期的な措置で済ませられるレベルと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、私のほうから新規制基準について説明させていただきました。

○原子力規制庁核物質防護課長（荒木真一） では引き続きまして、原子力災害対策核物質防護課長をしております荒木と申します。よろしく願いいたします。

私のほうからは、原子力災害対策の考え方につきまして、3ページ目以降でご説明をさせていただきたいと思っております。

3ページのところでございます。

今、新規制基準のご説明をさせていただきましたけども、この新規制基準に適合する原子力施設につきましては、福島第一原発の事故と同様の規模の重大事故が発生する可能性というのを極めて低く抑えられていると、こういう状態になっていると判断をさせていただいております。

ただ一方で、原子力災害対策というのは、ご指摘のように、確率がゼロじゃない限り、やはり事前にきちっとしたできる限りの対策をしようということで、二つ目の丸にございますように、原子力対策を考える上では、こうした厳しい安全対策が講じられても、なお予期されない事態によって重大事故に至る可能性があることを意図的に仮定をして、さまざまな事態に対処できるような緊急時対応をあらかじめ定めておく必要があると、このような考え方に基きまして、災害対策の強化をさせていただいているところでございます。

下ほどの右にございますように、仮に福島第一原発と同規模の事故が起こったとしても対応できるようにということで、この事故の後でございますけども、P A Zという、放射性物質が放出される前にとにかく避難をしていただくというところがこのP A Zと書いているところでございますけども、ここについても、国際的な目安としても最大の5キロまではそのような形で避難をいただくと。

それから5キロから30キロ程度の間をU P Zという形で申し上げておりますけれど

も、ここのつきましても、できる限り事前の準備をしていくと、こういう区域を設定をさせていただきました。さらにこの外側に関しましても事態への対応というのを規定をさせていただいたところでございます。

4 ページでございますけども、この重点区域の考え方でございます。

下ほどに二つほど図を示させていただいております。この左のほうも、右のほうも、これはまた後ほどご説明しますが、大気拡散予測モデルの一つであります S P E E D I に基づいて、逆推計で推計をしたものです。ですので、これは予測ではございません。実際の実測値に基づきまして、実測値に合うように、どのぐらいのものを放出したのかということ逆推計をした上で、実際に福島事故はどうなったのかというものを計算したものでございます。

左のほうは事故当時に計算したものでございまして、この線が引いてある外側のところは、これは実はヨウ素の内部被爆の目安になる、これよりも外側であれば何とか大丈夫であろうという線引きでございますけども、当初は50キロ程度ぐらいのところまで広がっていたのではないかと、このような形の計算結果が出されたわけでございますが、その後、データが積み重なってきたとともに、いろんな形で精度向上がなされた結果として、これは昨年検討チームで出させていただいた資料でございますけども、最新のデータではおおむね30キロ程度以内におさまっていると、こういう状況になっておりまして、先ほど申し上げたような U P Z 内というのをおおむね30キロという形で設定をさせていただいたものでございまして、上のほうの丸にございまして、福島第一原発事故と同様の規模の重大事故の発生を考慮しても十分合理的であろうということで決めさせていただいたところでございます。

じゃあ U P Z の外はどうなんだということございまして、それは次の5 ページのところでございます。

U P Z 外の防護措置でございます。ここにつきましては、先ほど申し上げましたように、十分に対応はできるんですけども、ここは基本的には屋内退避をしっかりしてい

ただいたらいいんではないかということでございます。この場合にも、施設の状況を踏まえて、放射性物質の濃度が高い、いわゆるプルームというものが到達をする前に、予防的にとにかく屋内退避をしっかりとさせていただくと。この場合、ここに明記はしておりませんが、指針の中では保守的に同心円状にかけさせていただくと。さらに行政区域の単位ですから、市とか町とか、そういった単位で、とにかくプルームが通過している間は屋内にさせていただくと。ただ、一方でプルームが通過した後はさまざまなここは活動をしているエリアでございますので、屋内退避を解除させていただくような形の対応をしてはどうかと。ですので、屋内退避をしっかりとさせていただくためには、情報伝達手段をしっかりと平時からご準備いただくという対応でいいんではないかということでございます。ちなみにこの安定ヨウ素剤に関しましては、このUPZの外に関しまして、事前に備蓄する必要はないだろうという形で、今の指針ではまとめをさせていただきました。

それからもう一つ福島事故の教訓として整理されたのが、その下側にあるところでございます。実際、福島事故のときには、避難をされる区域が定まったのは一月ぐらいたった後であったと。何が足りなかったかといいますのは、そこに書いてございますように、実際にどういうレベルであったら、どういう行動をするのかということが決まっていなかったということで、二つ目の白丸にございますように、今の指針の中ではIAEAの基準に基づきまして、運用上の介入レベル、いわゆるOILというものを設定をさせていただいております。ちなみにOIL2というのは、1時間当たり20マイクロシーベルトというレベルでございますけれども、仮にこのような数字を超えた場合には、1日以内を目途に区域をまず特定をさせていただくと。このためにはしっかりとした緊急時のモニタリング体制が必要でございますけれども、区域を特定をし、1週間程度以内に一時移転をさせていただくと、こういうような数字でございます。

この場合にも、このOIL2の区域になったところには、摂取制限もきちっとかけ

させていただくと。すなわち、まず屋内退避をしていただいて、口からものを取り込まないような摂取制限もかけていくというものを、今回の事故後の指針の中に明確に位置づけをさせていただいたものでございます。

次に、S P E E D I の絡みについてご説明をさせていただきたいと思います。

これもいろいろとご指摘をいただいているものでございます。ちなみに、先ほどのO I Lに関しまして、一点、申しおくれましたけども、このO I Lに関しましては特に範囲は指定しておりません。U P Z の中であれ、外であれ、この数字を超えた場合には、先ほど申し上げたように、O I L 2 を超えた場合には一時移転をしていただく。ここについてはエリアの特定はございませんので、緊急時のモニタリングの結果に基づいて判断をさせていただくというものでございます。

S P E E D I でございますけど、6 ページのところでございます。

このS P E E D I に基づくいわゆる大気拡散予測というものでございますけども、これには二つほど不確定の要素が入ってきております。一つが下の白丸一つ目でございますように、こういう計算をする前にまず必要な情報というのは、いつ、どのような放射性物質が、例えばどこから、どこが壊れて、どこから、あるいはどの程度の量が、あるいはどのくらいの期間放出されるのかというのをあらかじめ正確に予測をしなければいけないと。ところが福島の場合には、残念ながらこれが全く予測できなかったと。わからなかったと。これが一つ目の大きな教訓でございました。

もう一つ、この計算に必要なのが気象予測でございます。特に風向きを中心とした気象予測、これもあらかじめ予測をしなければ、こういう計算ができないということでもあります。

特にご指摘があるのは、こういった予測を使えば、住民の方は被爆しないで避難できるのではないかとご指摘をいただきます。ちなみにこれは模式的なものでございますけども、そのためには事前に予測をしなければいけません。ですので、何時間か前にとにかく予測をして、逃げられる時間が十分ある場合には逃げていただくと。

この場合であれば、赤に点々のところの部分に関しまして、仮に予測でこういう部分について出るだろうという話の予測があったと。その場合には、その方だけほとんかく出て、逃げていただければ何とかなるんじゃないのかと、こう予測をしたとします。ところが、実際に何が起こるかといいますと、いつ放出するかわからないので、実はタイミングが随分早く放出してしまったというケースがあり得ます。五、六時間余裕があろうと思ったら、二、三時間で出てしまったと、こういうケースがあり得ると。

さらにもう一つ怖いのが気象の予測、これも季節的には相当乱れる季節もございますので、風向がずれてしまいましたと。何が起こるかといいますと、屋内退避であればかなり内部被曝は低減できますが、屋内退避をしないで避難している場合、屋外におりますので、もろに受けてしまう可能性がある。この場合であれば、青い方向に逃げるのがいいだろうという形で、予測に基づいて指示をした結果として、もろに放射性物質を浴びてしまう可能性があるというものを模式的に表させていただいたものでありまして、こういったリスクがあるというのが、この大気拡散予測の問題点だと思っております。

仮にこれは実際本当にあったのかといいますと、実は福島第一の事故のときにも同じようなケースがございました。この場合のSPEEDIというのは、実際にこれは先ほど言いました放出源情報はございませんので、あくまでも気象データと見ていただいてもいいんですが、気象データに基づいて単位量放出というものを仮定したものをずっと1時間ごとに回していたわけでございますけども、これについて、図にありますように、上の下の網かけのところがございますけども、これは3月12日のケースでございますけども、朝一度、明け方に漏えいがあり、午後2時半ごろにまた放出があったと。ところが、この気象予測に近い部分でございますけども、大量放出の基づく予測では、ずっと南東から南の方向に出るだろうという結果を出し続けておりました。ところが実際に測定をしてみますと、上がございますように、実際には北から北西の方向にした数字が表れなかったと、こういう実情もあるということで、非常に不

確定な部分があったと、これも実例としてございました。

このようないろんな教訓を踏まえまして、今の原子力災害対策指針の考え方というのを8ページにまとめさせていただいております。それでまずは放出前に施設の状況を踏まえて予防的に移送地を講ずる必要があるということで、先ほど申し上げましたように5キロ圏内、いわゆるPAZ内はとにかく避難をしていただくと。放出前に避難をしていただくと。それから5キロから30キロ圏内に関しましては、まずは屋内でしっかりと内部被爆を低減するために、屋内でしっかりと退避していただくということでもあります。

ただ一方で、施設の状況、どうしようもないというような状況の中で、若干時間的な余裕があるということであれば、UPZの中でも、施設の状況に応じまして、段階的に避難、これも指針に明確に位置づけをさせていただいておりますので、こういう選択もあり得るということでございます。

その後、残念ながら放出があったとなれば、今度は緊急時のモニタリング結果を踏まえて、先ほど申し上げましたOILというような形の数字に基づきまして、非常に高いレベル、OIL1であれば避難をしていただいて、2であれば一時移転をしていただくと。これはしっかりとモニタリングをした結果によって判断をしていただくと。こういう形で、できる限り被爆を提言するような、こういう考え方を今の指針に盛り込んでいるわけでございます。

一番下に書いてございますが、ただ、例えばPAZの避難に当たりまして、複数の避難先の選択肢があると。いろんな場合、複合災害がございますので、状況が複雑でございますけれども、例えば避難先の準備状況、避難先までの距離とか時間、道路の状況、これらが一定どちらも大丈夫そうだとしたときに、例えば東と西に避難先があったと。たまたまそのときの季節がら、どうも安定的にこの方向に、今、風が吹いている季節だということがあれば、その場合には気象庁が出されているような気象予測みたいなものに基づいて、じゃあ西風がクエイしているような季節であれば、できる

だけ風上の西側のほうの避難先をうちは選ぼうじゃないかと、こういうことはあり得ると思ってますので、こういう気象データというのも一つの判断要素にはなり得ると思ってるわけでございます。

もちろん降雨であるとか降雪、これは非常に重要な要素でございますので、きちっとそういうデータを把握しながら判断をいただくということになるかと思えます。

今、申し上げたようなことというのは、結局、ここの緊急時モニタリング情報というのが非常に重要になってまいります。これは鹿児島島の川内の例でございますけども、どの地域におかれましても、できるだけ面的に、どの方向に行っても拾えるようにということで、今、モニタリング体制を整備をさせていただいております、ここがございますように、この部分の青いところが数字が出てくれば、黄色とか赤になると。これをきちっと皆さんと共有できるような、今、システムの構築を始めたところでございます。できるだけ今年度中には各ところで整備ができればと、こう考えているところでございます。

最後になりますが、今月、中央防災会議におきまして防災基本計画というものの改定がなされました。その前段階といたしまして、知事会の中の原子力発電対策特別委員会のほうで、さはさきながら、SPEEDIみたいなものに代表される予測的な手法の活用する仕組みはやっぱりあっていいんじゃないのかというご指摘がございまして、二つ目の黒丸にございますように、例えば計画づくりの中で具体化、充実化に当たりまして、自治体さんのほうでどうしてもこういう計算をしたらどうかと。計算はいろんなモデル、コードがございます。オスカー（OSCAAR）みたいなものもあればマックス（MACCS）みたいなものもございます。そういったものを活用する場合には、専門的、技術的観点から支援を行うものとするという形で、今回、この基本計画の中に盛り込みをさせていただいております。

現在、私ども規制委員会のほうでは、内閣府と連携をさせていただきまして、日本原子力研究開発機構の中にこういった支援をできるような専門的な組織を、今、立ち

上げていこうということで、受け入れの準備をさせていただいております、これは昨日の原子力規制委員会の中でも、この旨、ご報告をさせていただいております、きちっと自治体さんのほうでご相談できる場所をつくっていこうということで、今、準備をさせていただいているということでございます。

説明は以上でございます。

○**広域連合長（井戸敏三）** ありがとうございます。青木課長、荒木課長、ありがとうございます。後ほど、一括してまたご質疑がありますので、よろしくお願いたします。

それでは続きまして、内閣府のほうから、地域防災・訓練担当の杉本参事官がお見えていただいておりますので、杉本参事官、よろしくお願いたします。

○**内閣府参事官（杉本孝信）** ただいまご紹介にあずかりました、内閣府で参事官をしております杉本と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、高浜地域における原子力防災について検討状況、あるいは考え方というものをご説明させていただきます。

最初に、恐縮ながら、我々の組織を簡単にご紹介させていただきますと、4ページを見ていただければと思います。

我々内閣府原子力防災の組織は、昨年10月14日に発足しました。5ページには、我々の組織のミッションというものが書いてございます。一番重要なものは最初に書いてありますけれども、自治体さんが行う地域防災計画や避難計画作成への支援、充実させるということを支援していくというのが最大のミッションということで、今、活動しているところでございます。

それでは、高浜原発の地域、緊急時対応のつくり込みというものについて、その枠組みをご説明します。

7ページをあけていただければと思います。

先ほど来、資源エネルギー庁のほうからも紹介がありましたが、現在、原子力発電

所の所在する地域、13地域ありますが、それごとに課題解決のために2年前にワーキングチームを設置しましたが、現在、これは防災基本計画も改定して明確に位置づけ、地域原子力防災協議会という形で設置しております。この枠組みの中で地域防災計画や避難計画の充実化を検討しているというものでございます。

8 ページをご覧ください。

実際に高浜原発の関係の緊急時対応については、まず会議体としては福井エリア、これには商業用発電炉は四つ、高浜、大飯、美浜、敦賀とありますが、これら福井エリアのワーキングチーム、今は地域原子力防災協議会でございますが、その時代から検討を始めておりました、特に高浜原発に特化した地域防災計画ということで、高浜分科会を昨年12月に設置し、ここには内閣府を始めとした関係省庁、そして福井県、滋賀県、京都府、関西広域連合さん、あるいは事業者、こういった方々にもご参画いただいて検討をしてまいりました。

それでは9 ページ以降、実際の緊急時の防護措置の内容でございます。

9 ページ、10 ページは、先ほど規制庁のほうから指針に基づく防護措置についてご説明がありました。それを模式的に表したものです。

9 ページは放射性物質が放出される前の段階、右に行くに従って、事態がだんだん悪くなっていくという状況です。それに対して上下の関係ということではP A Z、より発電所から5キロ以内の近いところ、これは放出があったときには非常にリスクが高い濃度に可能性があるということで、こちらのほうの緊急時対応、そして、下のほうは5キロから30キロのU P Zの対応を書いております。

先ほど規制庁から説明のあったとおり、P A Zについては、住民の方々は安定ヨウ素剤を服用して、そして避難を開始するといったことが予定されております。

ただ、1人で避難できないような要援護者の方々、こういった方々については避難に時間がかかるので、そういった方々については、自体がもっと早い段階で準備を行って、そして施設敷地緊急事態といった段階のところでもう避難を開始していただく

といったような段階的避難をしております。一方で、UPZの方々については屋内退避をしていただくということでございます。

10ページでございますが、こちらは実際に放射性物質が放出されてしまった後の段階です。ここについてはもうPAZの方は避難しておられるので、ここは関係ないということになります。

実際、緊急時モニタリング、これは放出される前の施設敷地緊急事態の段階で、この緊急モニタリングを開始します。そして、そのモニタリングの結果、高い空間放射線量率、これが先ほどもありましたが、500マイクロシーベルト以上という高い放射線が観測された地域については、そのエリアを特定して、数時間から1日以内に避難等を行っていただくと。そしてまた、それほどでもない、500マイクロシーベルトまでは届かないけれども、20マイクロシーベルト以上である、そういった数値が出た地域ということについては、これは慌てる必要がございません。先ほど規制庁からもありましたが、1週間程度以内に範囲を特定して一時移転をしていただくといったことになってございます。

11ページ以降、実際の高浜地域の緊急時対応について検討している事項をご説明します。

11ページの項目は、これらの項目について、今、さまざまな検討を自治体さんを行っているというものでございます。

12ページでございますけれども、12ページは高浜原発地域のPAZ、UPZを示してございます。PAZについては、高浜町、約8,000人、そして舞鶴市さんについては約600人程度、そしてまたUPZについては、福井県さん、京都府さん、滋賀県さんが関係してきますが、合計17万人程度の方々がいらっしゃいます。ただ、滋賀県さんにおかれては、居住される方がこの地域にはいらっしゃらないということになってございます。

そして13ページ以降については、まずPAZの関係の避難の方法というものについ

て示させていただきます。

13ページは、P A Zの医療機関や社会福祉施設の入所者の避難方法を書いています。ただ、舞鶴市さんのP A Zにおいては、医療機関とか社会福祉施設というのはございません。ただこのページで重要なのは、真ん中に書いてありますけれども、慌てた避難というよりは、避難体制が整った段階、要は受け入れ先がきっちりとある、車両も確保できた、そういう段階になるまではしっかりと屋内退避していただいたり、あるいは放射線防護対策を施した施設に屋内退避していただき、そして準備が整ったところで避難を開始していただくと、こういったことが、これは福島第一原発の事故のときに、長い間、避難の時間がかかったうちに亡くなられた方がいらっしまったとか、そういう不幸なことがありました。そういうことを二度と繰り返さないためにも、こういったことが重要かと思っています。

14ページでございますけれども、P A Zで在宅で1人では避難できない方々もいらっしやると思います。そういった方々がどのくらいおられるかという人数を把握して、そして避難先や避難方法というものを設定してございます。京都府さんのところでは、右の米印のところにありますけれども、災害時には京都府災害時要配慮者避難支援センターというものが設置されて、こちらのほうで避難先というものの調整を行い、そこに避難していただくということになろうかと思っています。

15ページには、これは放射線防護対策を施した施設というのが、原発から近い地域には整備してございます。そちらの赤いところは京都府さん関係、青いところは福井県さん関係というところでプロットしているものでございます。

16ページでございますが、こちらはP A Zでの学校、保育所の方々をどうするかと。これも舞鶴市さんのP A Z、あるいはP A Zに準じた地域には、学校や保育所というものは存在しませんが、基本は、緊急時になったときには保護者の方に連絡し、そして引き取っていただくということが基本になってございます。

そして、17ページ以降ですけれども、実際の住民の避難先についてご説明します。

この17ページは、まずP A Zの方々の避難先についてですけれども、青い矢印は福井県、そして緑の矢印が京都府の関係のP A Zの方々の避難先を設定しているものです。

福井県においては、県内避難、敦賀市方面を基本として、そちらのほうのルートがだめだ、あるいは受け入れ先も被災したというような状況のときには、神戸市方面、三田市ほか兵庫県の方面に避難するという設定がされております。

また、京都府さんについては、南方向の京都市、あるいは西方向の神戸市のほうに避難するという設定をされておりますが、これもその避難先の準備状況や道路の状況、あるいは移動距離や時間とかどうなるか、そして必要があれば、風向きも含めて気象状況諸条件を全て考慮して、総合的にどちらに避難するかというのを迅速に判断していくということになるかと思えます。

そして、18ページ、19ページは、P A Zからのそれぞれ避難先、あるいは避難ルートを図示しております。ここは飛ばさせていただきます、20ページ、ここからはU P Zの方々の防護措置の関係を示しております。

U P Zについては、先ほども申し上げたとおり、非常に住民の方々の人数が多いです。しかしまたこれも一斉に避難ということではなくて、規制庁からもありましたが、緊急モニタリングの結果、一定数値以上あった場合に、その地域を特定して、一時移転していただくというのが基本でございます。いわゆるU P Zの避難については、そういう仕組み、また、どちらの方面にというようなことを、こういう仕組みをしっかりとまずはやし、それをどんどん充実化させていくということが重要かと思っております。

20ページには、U P Zの方々の避難先として、青いところは福井県、緑のところは京都府の避難先ということを図示しておりますが、やはりどのルートを選ぶかということについては、先ほどもP A Zのところでご説明したとおり、諸条件、風向きも含めて全ての条件を考慮して、総合的に迅速に判断するということになるかと思えます。

21ページですけれども、UPZ圏内の医療機関や社会福祉施設の避難先ということですが、京都府さんでは、UPZ圏にある医療機関とか社会福祉施設については、先ほども申し上げた、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整によって確保していくということですが、それぞれ避難元施設、そして受け入れ先施設というところについて把握して、緊急時にはその行き先を調整して指示を出していくことになろうと思います。

22ページですけれども、UPZの、在宅の方で1人では避難できないといった方々についてではありますが、これについては、やはり関係市町の災害対策本部から屋内退避の指示が出たら、支援者とともに屋内退避していただき、モニタリングの結果、数値が出たところについては、一時移転等をしていくということになります。

23ページには、UPZ圏内の学校や保育所の防護措置を書いています。警戒事態が発生した場合には、教育機関のほうから保護者の方に連絡が行き、そして屋内退避、あるいは保護者に引き渡していくという形になろうかと思えます。

24ページと25ページですけれども、ここで緊急時モニタリングについてご説明します。

この緊急事態になったときには、放射性物質が放出される前の施設敷地緊急事態、この時点で立地道府県に緊急時モニタリングセンターというものを設置します。これは下にそのグループの図がありますけれども、国が中心になって関係自治体や原子力事業者、あるいは関係機関とともに設置するというもので、国からのセンター長をもとに企画調整するグループや情報収集管理をするグループ、そして非常に大勢いますけれども、ここは各府県のほうに測定分析担当のチームもつくって緊急時のモニタリングをするということになります。

25ページには、その体制について図示しております。

緑色の点ですけれども、これがモニタリングポストの点でございます。そしてまたオレンジ色の線が書いてありますが、これは走行モニタリング、走行サーベイといい

ますけれども、モニタリングカーでこういったルートを走行しながら線量を計測する、あるいは可搬型モニタリングポスト、この緑のところ以外にもそういったものも設置するようなこともしながら、モニタリングというものをやっていくという体制でございます。

26ページにつきましては、こちらで安定ヨウ素剤の関係を書いております。

安定ヨウ素剤については、P A Zの方には事前配布をするということで、福井県及び京都府さんにおかれては、右の表に配布の実績が書いておりますけれども、既に住民説明会も行い、配布を行っていただいているところでございます。

また、U P Zの方々については、避難されるときに緊急配布を行う必要があるということで、安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄をしております。そして、その備蓄先から一時集合場所やあるいはスクリーニングポイントというところに安定ヨウ素剤を搬送して、そして住民に対して順次配布、あるいはお子さんとか赤ん坊の方については、飲みやすいように調剤して、そしてお渡しするというようなことを行っていくというものでございます。

27ページについては、避難待機時検査、スクリーニングポイントについて記載しております。

U P Zの住民の方々が避難される際には、P A Zが避難されるときにはまだ放出前なので、スクリーニングする必要はございません。ただ、U P Zの方が避難される際には放出後でございますので、そのときには大体30キロ境界付近ぐらいに避難待機時検査場所というものを設置して、そこでスクリーニングを行い、一定基準以上の数値が出た人についてはふき取りとか洗い流すとか、そういったような簡易除染を行って、基準以下になったら避難所に移動していただくといったような、そういったポイントでございます。

これはあらかじめ複数の候補地を定めておりまして、状況に応じて実際に開設する場所を決めていくということになるかと思っております。

最後、28ページですけれども、UPZ圏内の一時維持移転に必要となる輸送能力についてです。

福井県や京都府については、府県内のバス会社から必要となる輸送手段をまずは調達するという事になってございます。そして、その手段では不足する場合には、関西広域連合ほか関係機関が、関西圏域の府県や隣接府県、そういった関係団体から輸送手段を調達していくということになります。

また、これでもまださらに不足するという場合には、原子力災害対策本部から国土交通省に対して関係自治体、関係事業者に協力を要請していくといったようなことで、その車両の確保と、輸送手段の確保ということを進めていくというものでございます。

最後、29ページ以降は、国の体制を最後に示してございます。

30ページにありますのは、国の体制と、あと現地での体制を総合的に描いた図でございまして。原子力災害対策本部、一番上にありますが、これが官邸及び規制庁の入るERC（緊急時対応センター）、こちらのほうに対策本部が設置され、さまざまな情報が入ってきます。

また、現地では高浜のオフサイトセンター、こちらで内閣府副大臣を本部長とする現地対策本部が設置され、ここに関係府県の職員の方、あるいは関係市町の職員の方も集まっておいただき、合同対策協議会というものを開く、そこでいろいろな検討を行う、そしてまた、原子力災害対策本部からの指示も受けて、そして、右側にありますけれども、関係市町に防護措置の指示をする、避難とか、安定ヨウ素剤を飲んでくださいといったような指示ということでございます。

31ページには、連絡体制の確保ということで、中央防災無線や衛星携帯電話を活用した体制を書いております。

32ページには、実際に、それでは住民の方々にどのように情報伝達するのかということですが、実際に避難や一時移転、安定ヨウ素剤の服用、こういった指示が必要になった場合には、原子力対策本部から関係市町にテレビ会議等で迅速に情報提供し、

それで関係市町については、この写真にございますような手段、防災行政無線であるとか広報車等を活用して住民へ情報を伝達するということになります。

33ページには、国の実働組織の関係でございます。

地域レベルでは対応が困難な状況がまた生じたと、そういった場合には、これは原子力災害対策本部が調整しまして、必要に応じて全国の実働組織、自衛隊や警察、消防、海保、そういったところによる支援というものを指示するということになってございます。

また、34ページでございますけれども、自然災害によって、例えば道路が通行不能になったといったような場合にも、やはり実働組織が必要に応じて取り残された方の避難だとか、そういったことについてやっていくということになります。

35ページには、その具体的な活動例を示してございます。

最後、36ページにありますけれども、この福井エリア地域原子力防災協議会の枠組みを通じまして、今後も国や関係自治体が一体となって、引き続き、地域防災計画や避難計画の充実強化を全面的に支援してまいりたいと思っております。

最後に書いてありますけれども、この防災計画、あるいは避難計画の整備というものには、これで終わりとか完璧というものはないと考えておりますので、継続的に内容の充実強化に努めてまいりたいと思っております。

私からもプレゼンは以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 杉本参事官、ありがとうございました。

それでは、お座りの場所が少し背後になってますけれども、各委員の皆さんのほうから、今の3関係省庁のご説明を承ったわけではありますが、ご意見なりご質疑がございましたら、順次、お願いしたいと思います。

それでは三日月委員、お願いいたします。

○委員（三日月大造） それぞれお疲れさまでございます。せっかくの機会でございますので、国の見解を問いただしたいと存じます。ただ、資料が昨夕、そして非常

に膨大な、また、難解ないろんなご説明もいただきましたので、今後、そしゃくをして、県としてもまた問い合わせ、対応してまいりたいと思いますので、追加、継続の対応と個別の対応をまず要請したいと思います。

数点伺います。

1点目は、福島に対する認識です。先般、視察をいたしました。復興の途にあると言われながら、復興の途にも入れていない区域、地域、人たちがいるという状況がございます。まず、その復興、事故収束に全力を挙げていただきたいという要請とともに、万が一、事が起これば、広域に長期にわたり、私たち人間では制御することができない、目に見えない被害を及ぼしかねないものに私たちは頼り、生活をし、生産をしてきたんだと。もちろんさまざまな教訓をもとに対策、対応はとっていくんだらうけれども、こういう施設を持っているんだという認識に立ったエネルギー政策をするのかしないのかという、この認識をまず伺いたいというのが一つ。

そして、私ども滋賀県は、当面の視点というものをつくり、1,450万人の方が飲まれる琵琶湖を預らせていただいている、その集水域である山地、川、土、木というものを預らせていただいているという立場から、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠であると考えます。実効性ある多重防護体制とは、オンサイトのみならずオフサイトも、そしてハード対策のみならずソフト対策も、さらには立地自治体のみならず影響を受け得る可能性のある自治体も含めて、そして、自治体と事業者との対応も任意、自主的、それぞれの対応ではなくて、法定による明確なルール化が必要だと考えます。さらに、廃炉対策また廃棄物の持っていき場、いわゆる静脈の対策が不十分なまま原発再稼働を容認できる環境にはないという立場で、さまざまな対策を検討しているということでございます。こういったことに対する国の見解というものもあわせて聞きたい。

3点目は、安全協定と再稼働の問題についてです。私は福井県を始め立地自治体の皆様方には、この間長きにわたりその立地を受け入れていただき、多くのご苦勞、ご

心労、またいろんなご努力があった、このことには敬意を表し感謝を申し上げたいと思います。しかし、福島の一つの教訓は、そういう万が一事が起こったときに、被害に県境はないということだと思ふんです。そういう中で、安全協定については、先ほども申し上げたように、事業者と自治体間の関係で変わる任意協定ではなくて、法定によるルール化が要るということでもありますし、再稼働に当たりまして、しっかりとルール化することが手続の透明化につながり、住民の安心につながるのではないかと考えますが、国の見解を改めて問いたい。

また、先般、国のご協力もいただいて、7月12日に28機関、800名超の方にご協力いただく原子力防災訓練を実施いたしました。一般市民の方、500名を超える方々がバスで屋内退避から避難中継所に避難をしていただくというオペレーションも実施いたしました。そのときにいろいろと出たことについて数点問いたいと思います。

一つ目は、今回の屋内退避や避難は、福島事故の後の避難や屋内退避になるということなんです。したがって、私どももこういうことが決まってくれば、もちろん住民の皆さんにしっかりと説明はいたしますが、逃げられる方、動かれる方の対応・対策が出てくることも想定し、PAZだけではなくてUPZの対策をより細かく決めておく必要があるであろうということ。さらには、UPZ外の対応・対策を自治体の判断でとった場合の国の支援、配慮についての考え方、これをどう考えるのかということ。さらには、先般訓練を行いましたときに、輸送力の面で、当日はバス14台をご協力いただいて動かしたのですが、もう定員いっぱい非常にぎゅうぎゅう詰めで移動いたしました。災害時には荷物もあることも想定されます。この輸送力の確保ということについては、一定要請をするということでもありますけれども、ここにはさらなる現実を踏まえた対応・対策が要るのではないかと。さらに、スクリーニングを10レーンで行いました。このスクリーニングに人員体制がまだまだ不十分であるということ、人のスクリーニングだけではなくて、実際事が起これば車両のスクリーニングは要るであろうという観点に立てば、そういう危機体制の整備の考え方はどうか。モニタリ

ング体制も、当日、長浜・高島で空間線量でありますとか、農林産物のモニタリングを行いました。ここにも危機体制の不備があるのではないかとということがこの訓練だけでも明らかになったところですので、また対応をお願いをしたいということであります。

次は、受け入れ先の問題です。今回、高浜の想定では、滋賀県は広域避難をすることにはなっておりませんが、当然動かれる可能性のある市民、県民の方はいらっしゃるのかもしれませんが。この受け入れ先の自治体への理解促進に国はどのような対応・対策をとっておられるのか、とろうとされるのか。

次は、S P E E D I の活用についても一定ご説明がございました。もちろん実測値に基づくという、一定の説明は理解をいたしますし福島教訓を踏まえた対応であるということなんだろうと思いますが、避難ルートの決定、検討であるとか、モニタリングポストの場所の選定といったことに私はS P E E D I 活用の可能性があるのではないかなお考えますが、その点についての国の見解はいかがかと。

最後に2点、冒頭、資源エネルギー庁のご説明の資料の1ページ目に、最近のエネルギーはということで、原発停止による発電用燃料の負担は云々と、非常に大きな額があると、エネルギー自給率も低い我が国の、国の富が海外に流出するんだということがございました。もちろん、こういうことへの理解は私もしているつもりですが、福島の事故が起こり、次、老朽化する中で、もちろん起こらないことを私たち国民は全面的に対応・対策をとることとしても、次こういう事態が起これば国富の流出どころか、国家の存亡の危機がある、国家の喪失につながるということについての危機感というか、認識を国に問いたい。

最後に、今既存の原発が五十数基ありますが、40年ルールを適用するとすれば、2030年ごろに設備容量は現在の半分になる。仮に20年延ばす60年ルールを適用しても、2069年にはゼロになるということを想定しています。とりわけ、関西電力のエリアでは非常に古い原発が集中立地しているということもあり、40年で運転終了す

るとすれば2033年にゼロ、仮に20年延長する60年ルールを適用したとしても2053年にはゼロになるということを踏まえた、代替エネルギー源でありますとか使い方の検討を滋賀県でできることは進めようとして取り組んでおりますが、国の見解が同じ認識に立つのか立ててないのか、それとも立とうとしないのか、最後にこの点を伺えればと思います。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 大変質問事項が多岐にわたってますので、まず、さばき方が難しいのですが、質問事項を皆さんから伺った上でご回答いただくことにしましょうか。これは重複を避けるという意味で、そのように運ばせていただきます。

どうぞ、山田委員どうぞ。

○委員（山田啓二） 三日月委員から沢山質問がありましたので、どこが重複しているのか私もわからなくなってしまいました。基本的なことを何点かお聞きしたいと思います。

まず、資源エネルギー庁から、原子力規制委員会が世界で最も厳しい基準で判断をされたという説明がありました。原子力規制庁からは、その内容について説明があったわけですが、こういう厳しい判断で合格を出される、そして、立地県も含めて都道府県に同意権はない。事業者との協定におきましても、今回のような定期検査後の再稼働においては、同意権の規定はありません。まさに、国の原子力規制委員会の判断が、再稼働に対する唯一の要件になる、これは法的になると思いますが、そうするとそれによって事故が発生した場合には、当然ながら全ての責任は国が負うとして、国が想定範囲ではあるかもしれませんが、保証するということがよろしいでしょうか。世界でも一番厳しい規制基準であり、問題はないと判断されたわけですから、その責任と保証を国が行うということによろしいですかというのが、まず1点あります。

それから、厳しい基準で審査するとありますが、その中に例外条項が何げなく挿入

されておりまして、テロを除くと書いてあります。我々が一番心配するのは正直言ってテロですね、今の世の中ですから。テロ対策については、国としてどういう見解とどういう対策をとられているのかというのが2点目であります。

次に、避難のあり方でありまして、先ほどから説明されている避難というのは、全てこのテロ対策を除く場合の避難の話はずっとされているわけですね。つまり、普通の事故であれば4.2テラベクレルしか放出されないもので、屋内退避で十分だという話ですが、では、テロ時における避難対策は、どう考えたらよろしいのでしょうかというのが、3点目であります。

それから4点目は、P A Zの場合には即避難しなければならないということで、気象条件とか風向きとかを考慮するというのが指針の考え方であるということは何度もおっしゃった。これは関西広域連合や知事会を通じて申し上げておりますから、それに配慮されたものと思っておりますけれども、実際の原子力災害対策指針からは見事に気象情報を除いてしまったわけです。実際の原子力災害対策指針では、P A Zは施設の状況と緊急時モニタリングにより、避難するとなっております。先ほどのお話ですと、当然気象情報を加えなければおかしいと思っておりますが、先日の指針改正でそれを除いてまっています。そして、この指針改正はP A Zの避難の場合にも適用されますが再び気象情報に関する記述を指針等に加えられるのかについてお答えをまずいただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、まず、では仁坂さんどうぞ。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　山田知事のお話を聞いていて触発されたのですが、そのS P E E D Iについて、随分国の評価は低いなと思って聞いてました。多分今のS P E E D Iを考えると、そうなんだろうなと私も思います。和歌山県は、気象台の情報がアバウトなうえ遅いので、気象協会の情報をお金を出して買って、台風や大雨のときに、この情報を避難勧告や避難指示の判断に使うのですが、割とタイムスパンが短くなって、かつ当たりそうな情報が出てくるんですね。そうすると、技術的

にはS P E E D I の分析のソフトウェアにその気象情報を入れて、それをリアルタイムに公表し続けるという手があるのではないかと思います。我々は、現在あるいは30分後、1時間後の気象情報をいただいて、それを市町村に伝えてるし、場合によっては公表してもいいぐらいのつもりでいます。今のS P E E D I は多分そういうことができないと思うので、それを使うのは危ないという気持ちもわかるのですが、将来S P E E D I をもっとバージョンアップして、各自がどこへ逃げるのかを判断する材料として常に公開しておけばいいじゃないかと思います。台風や地震のときと違って、多分通信線は生きてると思うので、今は皆タブレットやスマホを持ってるだろうから、それを見ながら自分たちができる余地はないのかなと聞いてみたくなりましたので質問します。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、私から若干補足します。山田知事が言われた、責任は国、万一は国が保証するんだなというお話がありましたが、これは規制基準への適合性は原子力委員会の責任、再稼働の判断や責任は国というか政府が責任を持つということが前提になってるから、そういう質問をしたんだという理解でいいですね。

○委員（山田啓二） 要するに、同意権は、法令上定めるべきです。再稼働の責任を地方公共団体が分担しなければならないと思っていますが、先ほどからそれは必要ないということを明言されています。我々は先ほど三日月知事がおっしゃったように法令上の規定を求めているわけで、やはりある程度我々もしっかりと責任を分担しないといけないと思います。それができないのであれば国が責任を持つのですかということを確認したい。

○広域連合長（井戸敏三） それから、もう一つの三日月知事が避難訓練に際して幾つかの疑問点を覚えたっていうことを質問されたんですが、私どもも屋内避難をした後、屋内待機後の避難時に住民が被曝するということが考えられないということなのかどうか、つまりタイミング、避難のタイミング、P A Z の人たちは事前に避難しちゃうからいいんですけれども、5キロから30キロの人たちは屋内避難しておくん

だけど、屋内避難だけではどうも危ないということになってくると、避難し始めるわけですよね。そうすると、その避難中に被爆するということも考えられるんじゃないんでしょうかということを追加してご質問していきたいと思います。

質問事項、第1弾は以上でいいですか。多岐にわたってるんで、すいません、順番にエネ庁からそして規制庁そして内閣府の杉本参事官のほうからと、順番にお答えいただいたらありがたいなと思います。若干のダブリ等がありますので、その辺は総括してお願いしたいと思います。

○資源エネルギー庁審議官（吉野恭司） エネ庁吉野でございます。まず、三日月知事のほうから福島第一原子力発電所のような、長期的に影響の及ぶ事故があった上でも、原子力を活用していくのかというご指摘かと思えますけれども、まず原子力に関しましては、安全の確保を最優先にする、安全確保が大前提になるというところがございます。また、原子力規制委員会によって、原子炉規制法に基づく新規制基準のもとで再稼働に求められる安全性確保されることを確認することとなっています。先ほど規制委員会のほうからのご説明がありましたように、事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は100万年炉に一度程度を超えないようにリスクを抑制すべきであり、新基準に適合すると確認された高浜発電所3・4号機はこの目標を満足しているものと判断しているというご説明がありました。その上で、それでもなお残るそのリスクをさらに引き下げていく、低減していくんだと、不断にそれを求めていくんだというような自主的な安全性の取り組みといったところも事業者には進めていただくことが大事であり、また、国もそれを支援をしていきたいと、そうした前提で原子力を重要なベースロード点検ということで、活用していかなければならないと考えております。

それから、地元の立地地域、周辺の地域、それから事業者との協定が任意、自主的でよいのかという点でございますけれども、やっぱりこの点は先ほどの説明でも触れましたとおり、法律上その再稼働等に関しまして、地元の同意は求めていないという

ところでございます。他方、その事業者のほうでは、これまで自主的な取組として、安全協定これは立地の経緯、地元との関係を踏まえて、それぞれ自治体と結ばれてきているわけでありましたが、その協定等に基づいて、自治体との信頼関係を大切にしながら、事業者がしっかりと各地元自治体の方々とコミュニケーションをとっていき、理解を得ていくという取組が非常に大事だと思っております。また、これも説明のほうで申し上げましたが、地域原子力防災協議会それから各京都・滋賀等における地元の協議会もでございます。こうしたところで、私ども、この国としても、説明を行い、地域の皆様に安心していただくよう、理解活動に粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

それから、原子力発電所の廃炉対策についてもお話ございました。廃炉やそれに伴う放射性廃棄物の処理は、一義的には事業者のほうでしっかりとやっていくことであり、技術的な確立や廃棄物の処分の場所を決めていくというところは、みずからの責任ということでございますけれども、この点は国としましても例えば廃炉に必要なとなるその資金の確保のための制度整備や放射性廃棄物の処理の研究開発支援などに、既に取り組んでもきておりますし、当然ながらでございますけれども、理解活動でありますとか、それから必要な規制基準の整備といったところに関しては取り組んでいくことが重要であると思っております。

それから、もう一点、三日月知事のほうから次に事故が起こると国家の存亡にもかかわることなんだけれどもということでございました。冒頭申し上げましたとおり、まずはその原子力発電のリスクを最大限低いものにすると、その上で原子力のメリットをいかに生かすかという点でございますが、この点やはり日本全体のことを考えますと、エネルギーに関しては安定供給の確保がまず大事と、途絶があってはならないということでございますし、コストについても先ほど申し上げましたように、非常に現在上がってきておりました、事業者がもう耐えられないといった声をかけておられます。さらには、今回CO₂に関しては、2030年までに日本は26%削減するんだとい

った目標を実現する必要がある。こうしたことを具体的に実現していくためには、省エネや再エネ導入も最大限やるということの上でやはり原子力が申し上げたような20%から22%程度必要になると認識しておりまして、そのようなエネルギーミックスの数字を示したというところでございます。安全性の確保を大前提に重要なベースロード電源として活用していくこととなります。

それから40年ルール適用、その後の見通しをどう考えていくのかという点でございますけれども、既に関西電力は高浜原発の1、2号機に関しては、今後その40年の延長運転に関して原子力規制委員会に認可の申請をしており、同委員会によって、運転期間延長に係る認可基準に適合すると認められれば、運転期間の延長が可能になります。さらには触れましたような更なる自主的な安全性の向上といったところを進めることによりまして、原子力発電所の設備利用率に関しても、一定の改善ということを見込まれるかと思えます。そうしたところを踏まえますと、その2030年の断面で20%から22%といった原子力の比率は十分実現し得るのでなかろうかと考えております。

それから、山田知事のほうからございましたさまざまなこの責任ということでございますが、まず、再稼働を進めていくということに関しましては、国はエネルギー基本計画を閣議決定し、その方針を明確に示しているということございまして、原子力規制委員会のほうで新規基準に適合されるものについては再稼働を進めることとしているということでございます。そうしたことで、安全を確認した上で進めていくということでありまして、実際にその方が一何か起こった場合の責任はどうかということに関してでございますが、この点、まず。

○委員（山田啓二） 国が責任をとるのかということについてはどうですか。

○資源エネルギー庁審議官（吉野恭司） はい、申し上げます。

まず、一時的な事業者がそこは責任をとるということでございますけれども、実際に災害が生じ得るということに関しましては、国としても原子力災害特別措置法等に

基づき、責任をもって対応するということもございます。それから、原子力の賠償に関しましては、既に5月下旬の時点で5兆円にならんとする補償もしてきておりますが、このような賠償を確実にするため、原子力賠償法のそもそもの仕組みに加えて、原子力賠償支援機構法といったものをつくりまして、的確に賠償を行っていくこととしており、国として責任を持って対応していくと考えているところでございます。

少し説明が長くなりましたが、私からは以上でございます。

○原子力規制庁（青木昌浩） 原子力規制庁です。私のほうからは、テロへの対応について説明させていただきます。

安全目標の検討に際しては、こういった事故のシーケンスによって炉心が損傷するかの頻度等を算定する確率論的評価を行っていますが、その中ではテロ等行為はこれらになじまないことから除外しているものでございます。

もちろん、規制においては、なかなかテロということで、機密情報もあって詳細には申し上げられないんですけど、テロ等に対する対応としましては、一定の防御対策や炉心損傷に至らないよう可搬型の電源車、やポンプとかいったものを用意しています。また、新規制基準では航空機テロを想定し、原子炉から離れた箇所で制御や冷却を行える設備の設置を求めています。

○原子力規制庁（荒木真一） すいません、続きまして規制庁のほうから追加の分をお答えをさせていただきます。まず、三日月知事のほうからSPEEDIのからみで、こんなふうにも使える部分もあるんじゃないかというご質問をいただきました。私どもも、今申し上げましたSPEEDIが使えないというのはあくまでの緊急時の防護措置の判断では、放出源情報を事前に予測できないこと及び風向等の気象予測も不確実性を伴うことから、予測により避難することは、危険を伴うということで使えないのではないかとご説明させていただきましたけれども、例えば、いろんな事前の計画づくりの中で、既にこれは規制庁のほうでも計算をしてお示しをしておりますけれども、SPEEDIにかかわらずいろんなモデルの中で、年間を通じてどういう方向にどういう風が吹い

ていたのかというようなことも含めてお示しをさせていただいてますので、そういうものも参考にしながら、例えば避難ルートを検討いただくというのはあるのかなと思ってます。

ただ、モニタリングのポストに関しましては、少なくともUPZの中に関しましては、我々としてはできるだけ基本5キロ程度の間隔で配置するようとお示ししますが、逆に偏った形にしたときに、逆の方向（粗の方向）に行ってしまったときに、そこが手薄じゃ困るということですので、少なくともUPZの中に関しては、できるだけ5キロ、もちろん人の住んでない山の中等は別としてできるだけ面的にどこへ飛んでいってもわかるような形で均等に設置をしてほしいと思っておりますので、そこはむしろそういう形でご支援をさせていただきながら、モニタリング体制をしっかりとっていただくと思っております。

また、UPZの外に関しましては、これは国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げてということになりますので、モニタリングカーを使うなり航空機を使うなりという体制を今一生懸命整備はさせていただいてます。それで、そういう形でUPZの外まであった場合には、事業者等と含めていろんな方の協力もいただきますけども、しっかりモニタリングをやっているような、これもまた体制を整備をさせていただいているところでございます。

それから、山田知事のほうから原子力災害対策指針の中で、気象データ全部消えるんじゃないかと、こういうご指摘でございます。実際に、大気の拡散予測という文言とともに、実際に指針の中からは削除をさせていただいておりますが、一方で避難計画なり地域の防災計画の基本となっている防災基本計画、この中には実はいろんな役割、省庁の名前も入っています。気象庁さんも入っております、実際に緊急時のモニタリングのデータとともに気象データなども活用するというのは実際に今の計画の中にも盛り込まれております。それで、今のところそれで十分読み込めるんだろうと思っておりますので、今のところはそれをまた復活するということは、今の時点で

は考えてございません。

それから、仁坂知事のほうからSPEEDIってそんなに価値ないのかというご質問でございました。ただ、一方でご指摘いただいたのは、恐らく福島の時にもやらせていただきましたが単位量放出の場合の毎正時毎の拡散計算の結果を昨年度まで公開してきておりました。ただ、先ほどご説明しましたように、気象予測データというのは外れることもあるというのもあって、先ほどの福島の例で言うと、逆の方向に行ったということもございます。それから、もう一つ誤解を生みそうなのが、どうしても放射性物質の拡散の方向の予測という形で出てまいりますので、気象データという使い方をどうしてもしていただかないので、放射性物質は一定の方向にしか行かないんじゃないかと思ってしまう可能性がある。ところが、3時間、4時間先まで予測するのは、さすがにモデルがどんなに精度が上がったとしても、気象予測というのは限界があるだろうと思っています。特に、風向きってというのは季節によっては安定しません。福島事故のときには、実は西と東と風が完全に海岸線のところで逆方向に吹いてるような実例があって、相当風が舞ってた状況でございますので、なかなかそれをお示しをするというのは逆に誤解が生じるのかなと。むしろ私の資料の中でご説明しましたように、予測ではなくモニタリングの実測データを面的にお示しをしてはどうかというのが今私どもの進めてるものであります。準備の方ではそれを実際に見ていただいて、どの辺で実際に濃度が上がってきてるのかというのが目で見えるようになります。それを共有をしていただいて、じゃあこっちは非常に空間線率高いかなっていうのであれば、じゃあ違うところに行こうという形で、実際に避難をされる場合にお使いいただけるようにしようというシステムを今我々として導入を進めさせていただいております。それをしっかり準備の方にも見ていただけるようにしたいというのが今の考え方でございます。

それから、最後に井戸知事のほうから実際の屋内退避後の被曝、避難する時に被曝するんじゃないかということでございます。ただ、実際に放射性物質が放出してしま

えば、被曝がゼロにはならないです。ただ、屋内にいていただける限り、相当程度低減はできるかなと思っておりませんが、ただ一方で、濃度の空間線量率のレベルによっては、できるだけ早く移動をしなければならないという場合、それはO I Lでいうと1、500マイクロを超えるような場合には、そこは実際に恐らくヨウ素剤を飲んでいただいて、次のまた放出があるかどうかというのは、非常にプラント情報を見ながらになります、非常に厳しい判断になりますけども、もう一旦落ちついている状況であるのであれば、もうできるだけ速やかに移動をいただくと。その場合にもうモニタリングのデータは出てますので、できるだけ低い空間放射線量の低いところに行ってください。一方、O I L 2になった場合、1週間程度となっています。これは一日程度たった後で、時間的余裕がありますから、逆に慌てる必要はないと思っておりまして、二度、三度の放出がある可能性が高いのであれば、しばらく我慢していただいて、そこが安定したところで逃げていただくのもいいんじゃないかと思っておりますので、ただ、さはさりながら実際の放出をしてしまっ、実際に沈着も起こっているのであれば、逃げてる最中に全く被曝しないということはないと思っておりますので、我々はできる限り被曝を低減できるような形でまずモニタリングの実測データをお示しをして、できるだけ被曝しないところに行ってくださいというようなデータを、きちっと情報を共有させていただくという態勢をしっかりと構築してまいりたいと思っております。

○内閣府地域防災・訓練担当参事官（杉本孝信） それでは、内閣府のほうから。三日月知事のほうから、受け入れ先の関係についてもまたご質問ありました。その避難受け入れの準備というのは、非常に重要だと認識しておりまして、また県をまたぐ広域避難の場合には、その受け入れ側の自治体で必要となる防災資機材、そういったことについてその避難元の自治体への交付金によって整備できるといったような運用も今追加して運用させていただいております。また、受け入れのための手順を記載したマニュアルというものも必要だということで、国のほうで今整備をして準備をして

いるところでございます。そういったものができましたら、またそれを展開させていただいて、国としても支援をしていきたいと思っております。

そして、先ほどの訓練していただいた、これっていうのは本当に非常に重要なことで、訓練によって得られる課題と、それをまさに次の避難計画防災計画というものに充実化につなげていく、いわゆるP D C Aサイクル、これを回していくというのが非常に重要だと思っております、この我々の内閣府のミッションとしては、その訓練というものについても重要なミッションの一つでございます。また、受け入れ先の方々への周知とかそういうものもどうするんだというご質問もありました。こういった訓練の場や、あるいは自治体さんが行う説明の機会や、そういうところに国としても、必要であれば、もちろん積極的に出ていってご説明していきたいと思っております。そういったこと全体を通じて引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） ただいま説明をしていただいたわけではありますが、今の説明をお聞きいただいた上で、再質問なり質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（山田啓二） あまり答えてくれていないのですが、要するに最初の責任の問題というのは、原子力災害対策特別措置法とか原子力損害の賠償に関する法律のことを言ってるのではなくて、新規制基準の適合性の判断をして、それに基づいて再稼働判断をしているのは政府だけですから、広い意味での責任というのは政府が負っており、それについてインシュアランス、保障をしているということですか。まずそのことを聞いているということです。

それから、テロのほうなんですけど、何を言ってるかよくわからなかったんですけども、少なくとも適合性審査の中で確認した極めて厳しい重大事故において、セシウム137の放出量は、約4.2テラベクレルという、ここに書いてあるんですけども、この適合性審査の中で確認した極めて厳しい重大事故の中にテロは入るんですか、入らないんですかということだけ。今のお話ですと、テロも想定して4.2テラベクレルだと言明されたとしか僕には聞こえなかったんですけども、それでよろしいでしょうかと。

それから、指針のほうなんですけれども、そうおっしゃるんですけれども、P A Z の場合の避難の判断が、施設の状況と緊急時モニタリング結果だけになってるんですよ。P A Z というのは即避難ですから、施設の状況を確認してるような間はないはずです。また、放出前ですから、モニタリングの結果もないんです。ですから、指針上は、P A Z の避難の判断基準は何もなくなっちゃってるんで、それで私は気象情報を入れるべきじゃないかということをお願いしてるんですけども。

○広域連合長（井戸敏三） 他にございますか。どうぞ、林さん。

○副委員（林昭男） 2点だけお願いいたしたいと思います。

一つは、いま山田知事がおっしゃったことに関係するんですけども、再稼働を進めるということがありまして、その後にエネルギー基本計画で、国は前面に立ち対処しますということがあります。国が前面に立ち関係者、理解と協力を得るよう取り組むというのがありますけれども、国としてどういう対応をとられようとしているのかというのをお聞かせ願えればと思います。

それから、もう一つは、U P Z の中でありましても、O I L の1になる500マイクロシーベルトを超える場合というのは想定があるわけですけども、これはどちらにしても放出後のモニタリング結果によるわけでございます。モニタリング結果によって500マイクロシーベルトを超えた場所が出ていけば、直ちに指定をして直ちに避難という形になる。そういうことがあらかじめ想定されてるとなると、住民としてはそういうことがあるのなら早く避難しなきゃという、そういう動きになってくるわけですけども、そこらあたりの丁寧な説明というか、区分けがどう判断されるのか、いつの時点で500マイクロシーベルトを超えることになるのかをO I L の2でとどまるのかというような判断を、どの時点でされるのかというようなことの丁寧な説明が頂ければと思います。2点。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 今日山田さんの発言に共感するところが沢山ありました。山田さんが聞いていることに、周辺のことを一生懸命説明して、肝心なこと

に答えていないと思いますから、沢山しゃべらないで明確に答えてあげればいいのではないのでしょうか。

それから、テロの話は山田さんがいいことを言うなと思って聞いておりました。これからの危機を考えると、テロはすごく大きいなと。昔から、科学技術庁もテロに匹敵するような話を一生懸命考えていました。リスクの正体がわからないので大変難しいと思うのですが、難しいからやらないでいいというのはやめたほうがいい発想なので、私はこれから基準も変えていけばいいのではないかと思います。これは直感ですが、多分テロや地震、その他の自然災害、あるいは人為的な送電の途絶であっても、原子炉の設計思想や安全思想といったメカニクな話はほとんど同じじゃないかなと思います。根本的に違うのは、例えば何らかの形で正常に動いている原子炉のコントロールタワーをのっとられたようなときにどうするんだというような話があって、そのときは別のところから電源を切れるような形に設計しておけば別に問題はないわけですね。原爆を上に落とされたらという話はよくあるのですが、同じような形でフェイルセーフに設計されてると思います。意識的に壊そうとして運転させようとするとうなるのかということについての基準をきちんとつくって、少なくとも将来は設計思想の中に入れておいたほうがいいと思いますので、帰って委員長にぜひ言っておいってください。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、再質問3人からございましたが。吉野さんをお願いします。

○資源エネルギー庁審議官（吉野恭司） 先ほどは失礼いたします。

本件でございますけれども、再稼働については、エネルギー計画を閣議決定をもって明確にそれを進める方針を示しており、その上で政府が責任を持って判断をしているということです。その上でになりますけれども、再稼働後についても、国は関係法令に基づいて責任を持って対処していくということでございます。

それから、再稼働に関しても国は、前面に立って対応していくということでありま

すけれども、この点は、今日もまさにそうでございますけれども、ご地元それから周辺の自治体も含めて、ご要請があればどこにでも行って説明を行いたいと考えてございまして、その地域の方々と国民の方々の理解と協力を得るために最大限努めていくということでございます。

○原子力規制庁（青木昌治） テロについての質問にお答えします。

まず、4.2テラベクレルの計算ですけれども、これを求めた前提ですけれども、この数値自体は極めて厳しいケースを想定して算出したものです。テロに起因する事故は含まれていません。テロにつきましては、これは機密情報でありますので、この場でお答えできません。

それと、もう一つ、仁坂知事からお話のありました故意的に壊すような操作をした場合、どうなるかというご指摘ですけれども、今誤操作というのは当然考えておりますので、1人の人間が何かをやろうとしてもそれはなかなか難しいとなっておりますけれども、確かに組織ぐるみである程度人間がやるとどうなるというのは、確かに検討の余地があるかもしれません。

○原子力規制庁（荒木真一） 山田知事のほうから、PAZの場合、これはまだ放出前であって、そもそもモニタリングの結果は出てなくてと、こういう話でございました。おっしゃるとおり、モニタリングは常にリアルタイムでデータをとってきますので、その時点で出てないというのは確認できると、一つの情報ですが、施設の状況に関しては非常に重要だと思っております。もちろん複合災害があって、道路がどうこうという話はあって、それが全くないとした場合、じゃあ今施設がどういう状況なのかと。仮に全面緊急事態になったときに、もうすぐにでも放出の可能性があるのでないのかという判断はやっぱり必要だと思っておりますので、施設の状況というのはあり得る。十分、時間的にまだ大丈夫だっているのであれば、もう避難をしていただくと。こういうときに、施設の状況というのが入る。もちろん気象の情報というのは、ご指摘のように当然その判断の一つにお使いいただくのは問題ないかというふうに思っております。

ます。

それからもう一つ、住民が実際にO I L 1 みたいなものになったときについてこういうご質問でありましたけれども、これはもちろん福島事故のときにO I L 1 を超えるようなところは5キロ圏内の中にとどまっていたであろうということはある程度推測されています。今後は、モニタリングデータというのは少なくとも1時間ごとにきちっとお示しをするということを考えております。O I L 1 の判断は、少なくとも数時間内にはエリアを指定して、避難していただくということを今明確に決めておりますので、実際の放出があつて1発であればいいんですけども、仮にそういう状況になったときには、今申し上げたのはタイミングで、住民には避難をしていただくと。これはもう明確に指針に書いておりますので、それもまたデータを共有できるというふうに思っておりますので、そのタイミングでご説明をしっかりとしていきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） これは質疑を続けていても今回で結論が出るわけではありませんが、大変盛りだくさんな質問項目と盛りだくさんの回答をいただいたわけですが、したがいまして、今日のご説明と質疑とを踏まえまして、さらにクエスチョンをしなきゃいけないというような項目があるかどうか、あるいはさらにご説明を深めたほうがいいのかということになる項目があるのかどうかを私どもとしても整理をさせていただいて、さらなる必要があるということならば、その辺についてご質問させていただくということにぜひさせていただきたいと思っております。

この4月のときの説明と、それから今日の説明とを2回ご説明していただいて、私どもの要望事項に真摯に国のほうとしても答えていただいたということに対して感謝を申し上げたいと思っておりますが、あわせて今言いましたような点につきましては、再整理の上でクエスチョン等をさらに追加させていただくことがあるということでご了解いただいたらありがたいと思っております。

ともあれ、広域連合としましては、住民の安全確保に向けた取組を地元自治体や周

辺自治体の皆さんと一緒に進めていくことが本望だとこのように考えておりますので、そのような意味で国としても私どもの姿勢を前提として、ぜひ適切な対応をお願いしていきたいと考えております。

それでは、本当に3省庁の皆さん、ありがとうございました。心からお礼を申し上げます。今日のところはご退席を賜りましたら幸いです。ありがとうございました。どうもありがとうございました。

(説明者退席)

○広域連合長（井戸敏三） それでは、説明者が退席されましたので、今私が整理をした上で、必要があればクエスチョネアをもう一度追加して送る、そしてまた国の基本的な考え方を伺うというようなことをしたいと思っておりますが、そういう方向でよろしいでしょうか。それでは、そのような形で、いずれにしても今の質疑と回答と説明とを項目ごとに再整理して、それでその上で対応を検討しないと、どこまでが回答があってどこまでが回答がなかった、あるいは不十分だったのかというところがよく今の段階だけでは整理できませんから、そのような意味での整理をさせていただいた上で、またお諮りをすることにしたと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ただ、これいずれにしても余りのんびりする話ではありませんから、次の委員会ということよりは、まとまり次第資料を各委員にお送りしますので、そのまとめた資料に基づいてご意見を伺い、そして取りまとめた上で必要ならば国のほうにクエスチョネアを送ると、こういう取り扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、関西元気文化圏推進フォーラム「文化芸術の再発見」Ⅵの開催につきまして、広域観光・文化振興局からご説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。関西元気文化圏推進フォーラムの第6回目を関西元気文化圏推進協議会と共催で、9月26日に福井県で開催させていた

できます。この経費につきましては、関西地域振興財団でご負担をいただいているところですので。テーマ、内容につきましては、お手元の資料3のとおりでございます。

○広域連合長（井戸敏三） 特に質疑等はないと思います。福井でのフォーラムが開かれるということでもありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4番目、ドクターヘリの運航経費について、飯泉委員のほうからご報告願います。

○委員（飯泉嘉門） 平成23年度からドクターヘリの運航経費がずっとカットが続いておりまして、昨年度は特に4割のカットということで、これは広域連合議会のほうでも問題視され、いろんなご提言をいただいていたところでもあります。そこで、我々としては、平成23年11月から国に対してこれを何とかすべきじゃないか、提言をしてきたところでありました。そして今回7月7日に厚生労働省のほうから内示がございまして、ドクターヘリの導入促進事業については、今回100%の配分となったところでありまして、まずは皆様方とともに進めてきた点がここで実ったものと。ただし、まだ次年度、平成28年度がどうなるかという保証は何らないところでもありますので、こうした点についての手は緩めないで対応していきたい、このように考えております。

○広域連合長（井戸敏三） 1つの大きな懸案事項でありました超過負担が解消するという事になったことを同慶にしたいと思います。飯泉委員のご尽力に感謝を申し上げます。本当にできるんでしょうね、本当に。

○委員（飯泉嘉門） 実は別途問題がありまして、これはもう既に言っているんですが、統合補助金の中でドクターヘリはこれだったんですが、ほかの部分が圧縮をされまして、実はほかの部分で、これは各構成府県の負担が実は増えてるんですね。一番気の毒なのは和歌山県なんです、このメンバーではね。大体は50%にほかは切られちゃったんです。そのかわり、ドクターヘリは我々が強固に言ってたので、100%になった。そういった点がありまして、今度はそれ以外の統合補助金、例えば救命救急センター

の運営費とか、こちら。

○広域連合長（井戸敏三） そうすると、これドクターヘリ100%にしてもらわないほうが、攻撃材料が残ってて。

○委員（飯泉嘉門） それは100%にしたってことはよかったと思うんです。

ただ問題は、だからこの当初我々が言ったように、ドクターヘリと統合補助金をやっぱり分けるべきだと。1回、実は平成27年度の概算要求は分けてくれたんです。最終、財務省の査定で一緒にまた入れられて、それで4割カットされちゃったというのがありますので、1つ言って後の点についての超過負担を解消していくと。次の戦略に行きたいと思います。

○委員（山田啓二） 分けるように要望してください。そうじゃないと、他の補助金がなくなってしまう。

○委員（飯泉嘉門） 確かにおっしゃるとおりですね。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、仁坂さんどうぞ。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 少し解説いたしますと、統合補助金の中で、まず、ドクヘリの充当率を100にして、ドクヘリのないところは50にするんですね。ところが和歌山県のように両方あるところは、両方合わせて計算をするものですから、残りの充当率が35%ぐらいになってしまったわけです。徳島県はどうかというと、ドクヘリは関西広域連合に拠出をしているので、関西広域連合で100%充当してもらって、徳島県は残りのところは50。和歌山県は移管しなかったなので、残りのところが35になってしまった。お願いは皆一緒だと思いますが、ドクヘリのお金がないならそれは単純に足してもらって、残りのところはせめて同じぐらいにしてくださいということをお願い申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） まず、やっぱり統合補助金の中で措置をするということからそういう問題点が出てきているので、平成27年度の概算要求で分けてくれたわけですので、平成28年度の概算要求でも必ず分けてきちっと請求をしていただくとい

うことが一つと、やはり総額確保と、この2点を要請していくということにしたいと思います。

それでは、続きまして、関西広域連合内のシルバー大学校の共同講義の開催について、飯泉委員からお願いします。

○委員（飯泉嘉門） 平成24年度から、関西広域連合管内にありますシルバー大学校、この皆さん方との合同講義をやっていこうということで、徳島が提案をさせていただき、皆様方にご同意をいただいて、24年度徳島で、そしてその後それぞれ持ち回りという形で、25年度ときには大阪府、実はこのときには奈良県も参加をさせていただいております。そして、26年度は兵庫県ということで、今回また27年度は徳島という話になったものですから、我々としてもしっかりと受け入れをさせていただく。11月6日、7日、2日間お越しをいただければと考えております。

また、この中では、今回特に地方創生でいろいろ取り上げていただいている神山町のサテライトオフィス、こちらを見学をいただくとともに、シルバー大学校、大学院で資格を取って生涯現役で活躍をしていただいで、十郎兵衛屋敷などでこの観光ボランティアをやっている。そうしたお姿も見たいなと考えております。ちなみに、関西圏域の展望研究会の委員でもあります、NPO法人のグリーンバレー理事長の大南氏にご講演をいただこうと考えておりますので、ぜひ多くの皆さん方にご参加をいただきますように、それぞれの皆様方にご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

あと、連絡事項が2つあります。

一つは、自治体災害対策全国会議ですが、今年度は今まで神戸でやっておりましたけれども、高知で行うことになりましたので、ぜひふるってご参加いただきたいと思います。

それからもう一つは、女性限定のこれ女子旅っていうんですか、女子旅。女子旅の琵琶湖版がパンフレットに入っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

私の不手際もありまして、時間が20分延びてしまいました。恐縮ですが、12時半から次の会議が控えているということでもありますので、以上で終わらせていただきたいと思いますけれども、記者の皆さん、何か質問ございますか。

ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後0時22分